

県内163か所の建設現場を対象に一齐監督指導を実施

- 41%の現場で労働安全衛生法違反が認められ、是正を勧告 -

岐阜労働局（局長 矢部 憲一）では、建設業における死亡災害が急増していること及び足場等からの墜落防止措置対策を強化した改正労働安全衛生規則の施行から1年が経過したことから、本年6月の1か月間に、県下7労働基準監督署において163か所の建設工事現場に対する一齐監督指導を実施した。

その結果、163現場のうち、67現場（41.1%）において労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告等を行った。

記

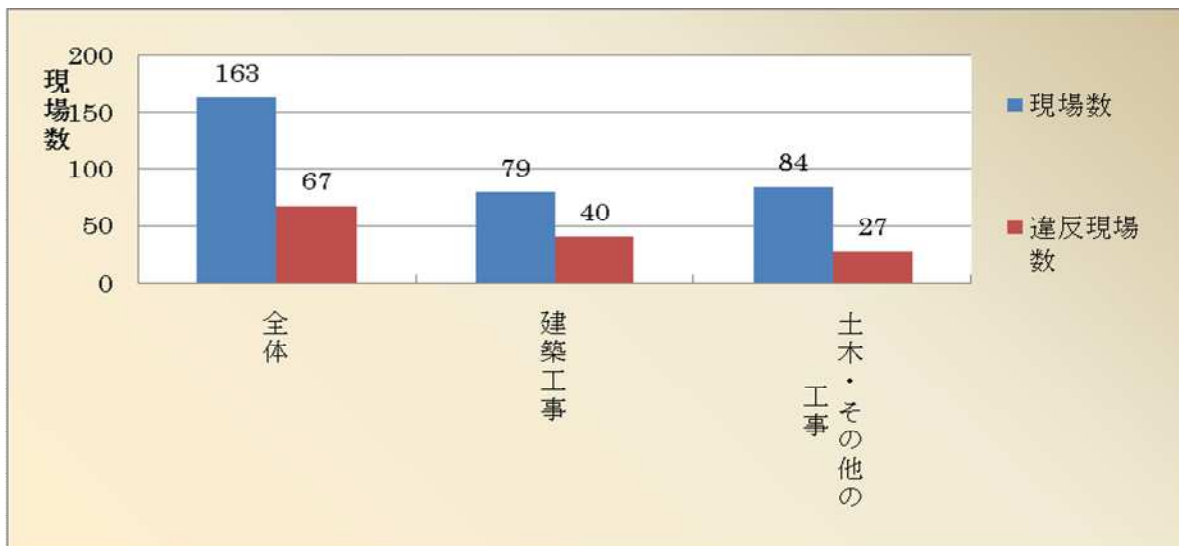
1 監督結果の概要

（1）違反率は41.1%（163現場中、違反67現場）

臨検監督を実施した建設工事現場は163現場であるが、このうち、67現場（41.1%）において、労働災害防止のために必要な安全措置等が講じられていない等の違反が認められた。平成21年12月の結果（224現場中、違反105現場、違反率46.9%）と比較すると、違反現場数の比率は若干低くなった。

臨検監督を実施した工事現場を種類別にみると、建築工事が79現場、土木・その他の工事が84現場であったが、違反が認められたのは、建築工事が40現場（50.6%）、土木・その他の工事が27現場（32.1%）となっており、建築工事現場の違反率が高くなっている。

（グラフ1）監督指導件数



(表1) 監督指導を実施した現場数及び違反率

	現場数	違反現場数	違反率
建築工事	79	40	50.6%
土木・その他工事	84	27	32.1%
合計	163	67	41.1%

(2) 25現場で足場、18現場で墜落等防止のための安全措置義務違反

主要な違反項目別でみると、

ア 元請事業者が行うべき災害防止協議会の設置・運営や関係請負事業者に対する管理・指導義務違反が47現場(違反率28.8%)

イ 足場についての安全措置義務違反が25現場(同15.3%)

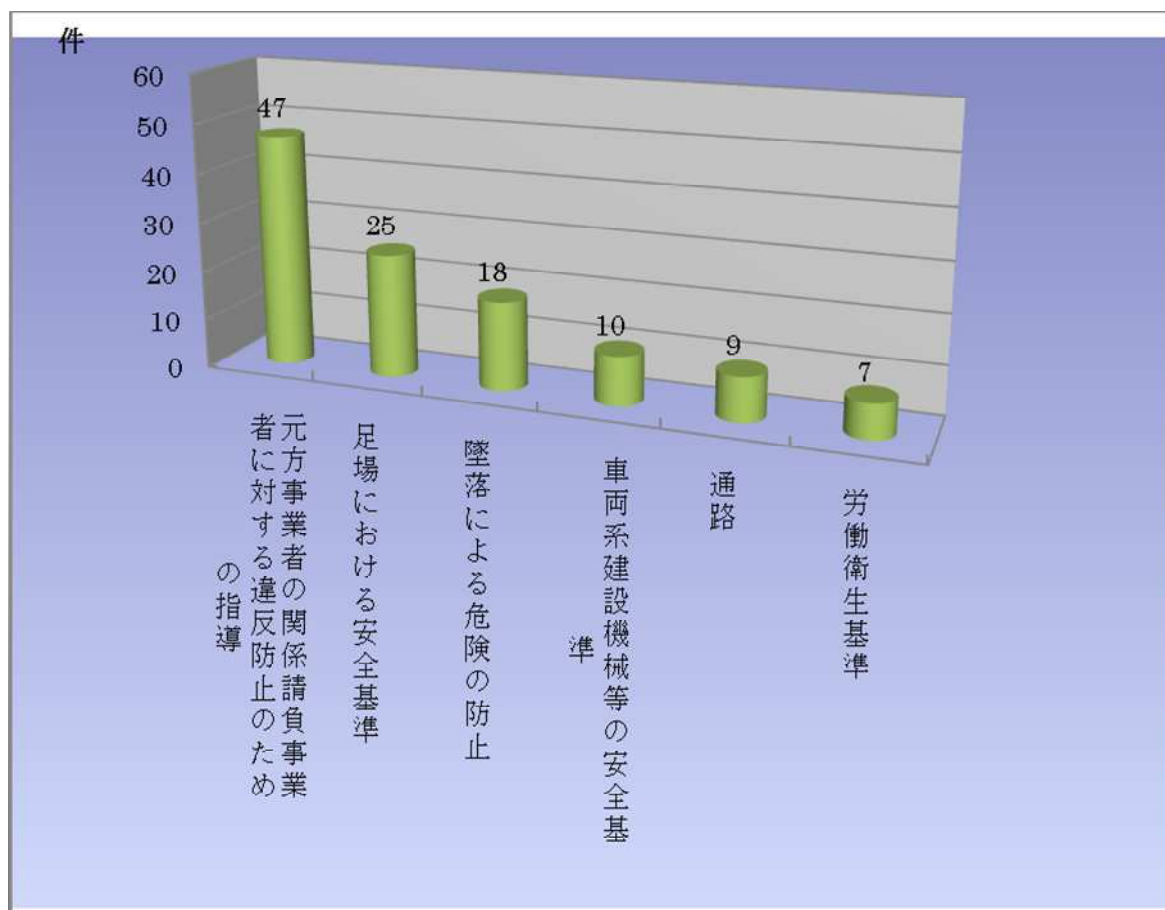
平成21年6月に建設業における足場等からの墜落防止対策の強化を図るた

め、改正労働安全衛生規則が施行されたが、それによる違反が11現場(同6.7%)

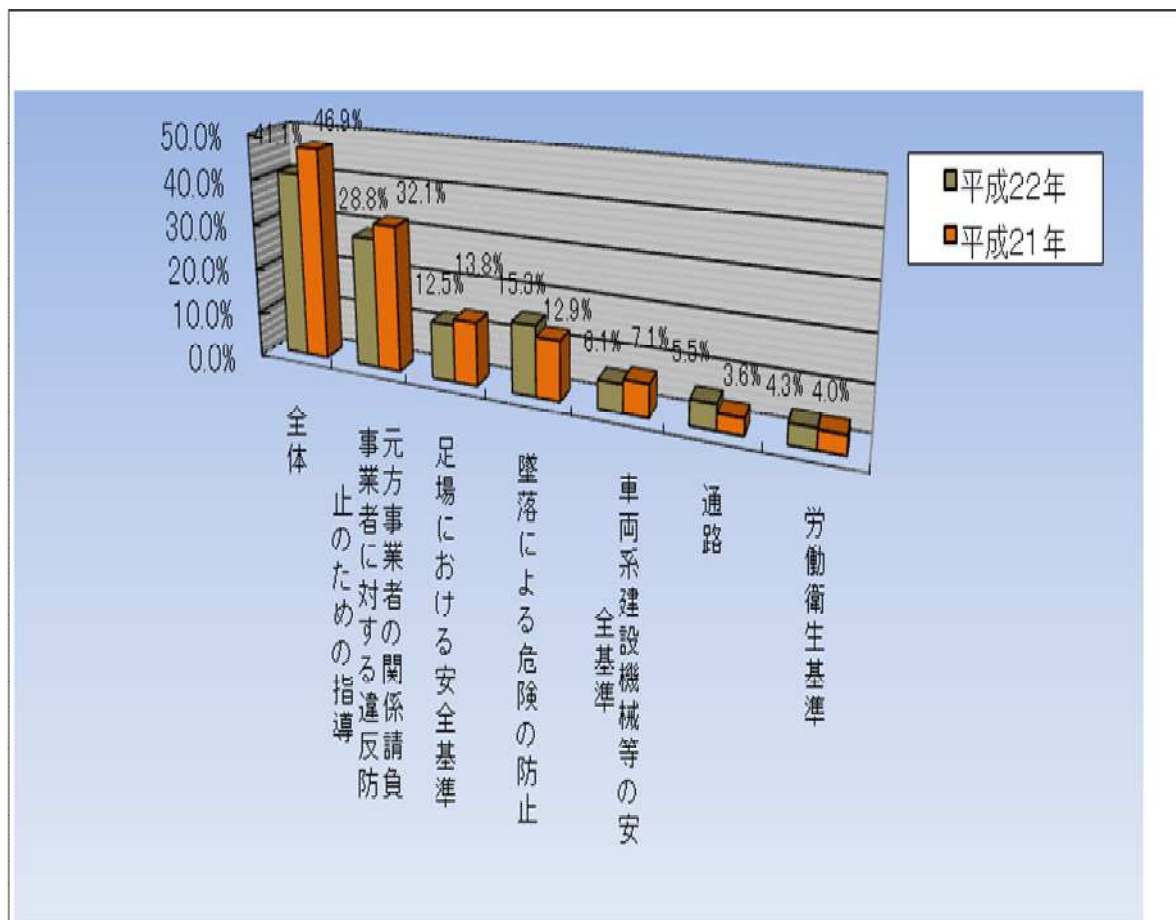
ウ 「高所作業場所(高さ2メートル以上)への手すり未設置」等の墜落等防止のための安全措置義務違反が18現場(同11.0%)の順となっている。

ア及びウの違反率については、平成21年の結果を下回っているものの、イの違反率については、前述のとおり改正労働安全衛生規則の施行により平成21年の結果を上回った。死亡労働災害につながるおそれのある足場、墜落等防止のための安全措置義務違反が多数の現場で認められた。

(グラフ2) 主な違反件数



(グラフ 3) 平成 2 1 年 1 2 月に行った一斉監督との違反率の比較



(3) 2 3 現場で作業停止等命令処分

墜落・転落などのおそれのある危険箇所等について、急迫した危険がある場合には、労働災害を防止する観点から作業停止命令等の行政処分を行うが、今回の一斉監督においては、23現場(14.1%)に対し、作業停止命令又は立入禁止命令等を行った。

平成21年の一斉監督の8現場(3.6%)から大幅に件数、率ともに増加した。

作業停止等命令処分の具体的事例

- ・ 堰堤上部(高さ2メートル以上)の単管足場の中さんが設置されていなかった。
- ・ 外部足場(高さ2メートル以上)について、内側の躯体との間隔があり墜落の危険がある箇所に手すり等の設置がなく、外側は手すりがあるものの中さんが設置されていなかった。
- ・ 架設通路(高さ2メートル以上)について、手すり1本のみで中さんの設置がなかった。
- ・ 躯体内の浄化槽への入口、2階に昇る階段の踊り場及びエレベーターが開口部となっていた。

- ・ 移動式クレーンの巻過防止装置（警報装置）が損傷したものを使用していた。
- ・ 携帯用丸のこ盤を逆さにしテーブルに固定した2台について、歯の接触予防装置がなかった。

2 今後の方針

- (1) 平成22年における建設業の労働災害による死亡者数（本日現在）は5人であり、前年の同時期の0人に比べ大幅に増加している。
- (2) 今回実施した一斉監督において、元請事業者が下請事業者に対し違反防止のための指導を行っていないことに関する違反や、死亡労働災害につながるおそれのある足場、墜落等防止措置等に係る違反が依然として認められたことから、県下7労働基準監督署においては、今後においても労働災害防止対策の徹底を図るため、建設工事現場に対する監督指導を強化し、悪質な法違反のケースについては、司法処分を含め厳正に対処する。
- (3) 平成21年6月に改正された労働安全衛生規則（足場等関係）に係る措置状況については、多くの現場で問題が認められたことから、引き続きその徹底を図る。
- (4) 例年、気温の高い夏季に、熱中症の発生が建設業など屋外作業で多発し、特に本年は、連日の猛暑で作業環境が厳しさを増していることから、熱中症の発生や集中力の低下等による災害の多発も懸念されており、様々な機会に啓発、指導を行うこととしている。